

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
レンタカー(軽自動車)の借り上げ(4台)	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月22日	株式会社マツダモビリティ香川 香川県高松市香西東町408番地	一般競争入札	2,368,300	1,940,400	81.9%	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
香川労働局雇用調整助成金グループのOA機器類の購入等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月18日	有限会社川文商店 香川県高松市鶴市 町984番地	会計法第29条の3第4項 新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金の支給処理体制整備が必要で、早期に契約締結し開始する必要があったため、契約の性質が競争を許すものではない。	3,367,100	2,434,036	72.3%	0	-	-	-	
香川労働局支援金集中処理センターのOA機器類の購入等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月18日	有限会社川文商店 香川県高松市鶴市 町984番地	会計法第29条の3第4項 新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金の支給処理体制整備が必要で、早期に契約締結し開始する必要があったため、契約の性質が競争を許すものではない。	4,821,300	4,584,140	95.1%	0	-	-	-	
香川労働局雇用調整助成金グループ及び支援金集中処理センターのOA機器類の購入等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月18日	有限会社川文商店 香川県高松市鶴市 町984番地	会計法第29条の3第4項 新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金の支給処理体制整備が必要で、早期に契約締結し開始する必要があったため、契約の性質が競争を許すものではない。	3,452,900	2,970,000	86.0%	0	-	-	-	
職業安定部事務室に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月23日	シンボルタワー開発株式会社 香川県高松市サンポート2番1号	会計法第29条の3第4項 新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金の支給処理体制整備が必要で、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣である必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	21,420,243	21,420,243	100.0%	0	-	-	-	
香川労働局雇用調整助成金グループの什器類の購入等	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 焼山 正信 高松市サンポート3-33	令和2年6月24日	四国特機株式会社 香川県高松市田村町866番地1	会計法第29条の3第4項 新型コロナウイルス感染症に係る休業支援金・給付金の支給処理体制整備が必要で、早期に契約締結し開始する必要があったため、契約の性質が競争を許すものではない。	17,134,700	15,717,900	91.7%	0	-	-	-	

※公益法人の区分においては、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。